

議案第128号令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、福祉部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち市長の補助機関たる職員をして補助執行させている部分について

議案第128号、令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、福祉部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち市長の補助機関たる職員をして補助執行させている部分についてご説明をさせていただきます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、本年8月の人事院勧告に引き続き、10月の滋賀県人事委員会からの勧告に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

また、新たな人事給与制度として、より発展した人事給与制度を実施するにあたり、国家公務員の俸給表と水準の均衡を図るため、給料表の改定を行うものです。

資料「令和5年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1)の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料適用者では、平均引上率としては、1.11%、平均引上額は、3,427円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実施時期は令和5年4月1日にさかのぼって遡及適用するものであります。

2ページ目をお願いいたします。

(2)の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和5年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3ページ目をお願いいたします。

令和6年度における期末・勤勉手当については、令和5年度12月に引き上げた月数を、令和6年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

よって、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものです。

4ページ目をお願いいたします。

(4)の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は0.86%となり、給与改定額は3,351円となるものであります。

5ページ目をお願いいたします。

(5)の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が2億4,300万円余りであり、より発展した人事給与制度に伴う影響額が460万円余りであるため、合計2億4,800万円余りの所要額となるものであります。

6ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行

うとともに、地方自治法の改正によって令和6年4月1日からパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となることから、本市会計年度任用職員について、令和6年度より新たに勤勉手当を支給するものです。

(1)の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。なお、これまで、会計年度任用職員については、改定の適用時期を翌年度からとしておりましたが、国の指針等が改正され、改定の実施時期を含めて常勤職員の給与改定に準じるよう努めるとされたことを踏まえ、常勤職員と同様に、適用の時期を令和5年4月に遡及して改定を行うものです。

なお、行政職給料表の改定額は月額8,700円から12,000円となっております。

8 ページ目をお願いいたします。

(2)の期末手当につきましては、令和5年度分として、現行の2.55月から滋賀県に準じて0.05月引き上げ、年間で2.60月の支給とします。また、令和6年度以降は、正規職員と同様の月数である2.45月で支給するものであります。これは、勤勉手当の支給が無いことへの措置として据え置いた月数について減ることによるものです。

9 ページ目をお願いいたします。

(3)の勤勉手当については、令和6年度より年間2.05月で新たに支給を開始するものであります。月数は正規職員と同様であります。

10ページ目をお願いいたします。

(4)の影響額ですが、令和5年度においては、給料・報酬が2億6600万円余り、期末手当が3500万円余り、合計で3億200万円余りの増額となるものであります。

令和6年度においては、期末手当が2200万円余りの減額、勤勉手当が6億1100万円の増額となり、差し引きで5億8800万円余りの増額となります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約1万2千円、期末勤勉手当を含む年額では、約48万円の増額となります。

以上が、給与改定の概要でございます。

続きまして、予算関係議案説明書の26ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2障害福祉費国庫負担金の説明欄、「障害者自立支援給付費負担金」、「障害児施設給付費負担金」、「療養介護医療費負担金」は、障害福祉サービス費の伸びに伴う国庫負担分及び過年度の国庫負担金精算に伴う追加交付金分を増額するものであります。

節4児童福祉費国庫負担金の説明欄、「児童扶養手当負担金」は、児童扶養手当額の改定に伴う国庫支出金の増額、「助産扶助費負担金」は、助産扶助の件数増加に伴い、国庫負担分を増額するものであります。

28 ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節4児童福祉費国庫補助金の説明欄、「子どものための教育・保育給付交付金」は、人事院勧告に基づく公定価格単価の改定等に伴い国庫補助金を増額するものであり、「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」は、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業経費に対する国庫補助金を増額するものであります。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節2障害福祉費県負担金の説明欄、「障害者自立支援給付費負担金」は、障害福祉サービス費の

伸びに伴い、県負担分を増額するものであります。

節4児童福祉費県負担金の説明欄、「子どものための教育・保育給付費負担金」は、国庫補助金と同様に、人事院勧告に基づく公定価格単価の改定等に伴う県支出金の増額分であります。

30 ページをお願いいたします。

項2県補助金、目8教育費県補助金、節2幼稚園費県補助金の説明欄、「教育支援体制整備事業費交付金」は、公立幼稚園保育業務支援システムのカスタマイズに要する経費に係る県補助金であります。

款22諸収入、項4雑入、目4雑入、節3民生費雑入の説明欄、「保育施設運営助成補助金返還金」及び「放課後等児童健全育成事業費等補助金返還金」は、補助事業者の消費税仕入控除税額の確定に伴う過年度補助金の精算返還金であります。

続きまして、歳出でございます。

44 ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の説明欄、「2社会福祉事業施行費」は、過年度に超過交付された国庫支出金の精算による返還金を措置するものであります。

目2障害福祉費の説明欄、「2障害福祉サービス費」は、障害福祉サービスの利用増に伴う追加経費及び過年度に超過交付された国庫負担金の精算による返還金を措置するものであり、「4障害者地域生活支援費」は、障害者相談支援事業等の委託事業における消費税の課税区分見直しに伴う追加経費であり、「5心身障害者福祉対策費」は、補助事業進捗に伴う追加経費等であります。

48 ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の説明欄、「4児童福祉対策推進費」

は、過年度に超過交付された国庫支出金の精算返還金等を措置するものであります。

目2児童措置費の説明欄、「1児童手当費」は、過年度に超過交付された国庫支出金の精算返還金を措置するものであり、及び「2助産扶助費」は、助産扶助費の見込件数の増加に伴う事業費及び過年度に超過交付された国庫支出金の精算返還金を措置するものであります。

50 ページをお願いいたします。

目3公立保育所費の説明欄、「3公立保育所施設整備費」は、過年度に超過交付された国庫支出金の精算返還金等を措置するものであります。

目4民間保育施設費の説明欄、「1民間保育所児童運営費」は、人事院勧告に基づく公定価格単価の改定等により増額する民間保育所の運営費及び、過年度に超過交付された国庫支出金の精算返還金等を措置するものであり、「2施設型給付等支給費」は、同様に人事院勧告に基づく公定価格単価の改定等により増額する施設型給付費及び、過年度に超過交付された国庫支出金の精算返還金等を措置するものであり、「3施設等利用費等支給費」は、過年度に超過交付された国・県支出金の精算返還金を措置するものであり、「4民間保育施設運営助成費」は、保育対策総合支援事業費補助金の精算による国への返還金及び補助事業者の消費税仕入控除税額の確定に係る過年度補助金の精算返還金に伴う国県支出金の精算返還金を措置するものであります。

目5母子福祉費の説明欄、「2母子家庭生活支援費」は、過年度に超過交付された国庫支出金の精算返還金等を措置するものであり、「2母子父子福祉対策費」は、児童扶養手当の支給に要する経費、及び過年度に超過交付された国庫支出金の精算返還金等を措置するものであります。

目6児童クラブ費の説明欄、「1放課後児童健全育成費」は、補助事業者の

消費税仕入控除税額の確定に係る過年度補助金の精算返還金に伴う国県支出金の精算返還金等を措置するものであります。

ページ飛びますが、70 ページをお願いいたします。

款10教育費、項4幼稚園費、目2幼児教育振興費の説明欄、「1施設型給付等支給費」は、過年度に超過交付された国庫支出金の返還金を措置するものであり、「2施設等利用費等支給費」は、過年度に超過交付された国・県支出金の返還金を措置するものであります。

歳出の説明は以上ですが、債務負担行為の説明をいたしますので、恐れ入りますが、6 ページにもどって頂きますようお願いいたします。

「公立保育所施設整備事業費」は、伊香立保育園の移転整備に伴い、工事期間中に建物をリースするための賃借料の限度額を定めるものです。

以上で、議案第128号、令和5年度大津市一般会計補正予算(第6号)のうち、福祉部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうち市長の補助機関たる職員をして補助執行させている部分についての説明とさせていただきます。